

農業土木工事施工管理基準

平成29年4月

鹿児島県農政部

農業土木工事施工管理基準

目 次

農業土木工事施工管理基準	1
別表第1 直接測定による出来形管理	3
1 共通工事	4
2 ほ場整備工事	16
3 農用地造成工事	18
4 農道工事	22
5 水路トンネル工事	32
6 水路工事	36
7 河川及び排水路工事	42
8 管水路工事	46
9 畑かん施設工事	76
10 橋梁工事	78
11 橋梁下部工事	82
12 法面保護工事	88
13 暗渠排水工事	94
14 フィルダム工事	96
15 頭首工工事	100
16 海岸河川工事	102
17 ため池改修工事	104
別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	109
別表第2 撮影記録による出来形管理	121
1 共通工事	122
2 ほ場整備工事	124
3 農用地造成工事	126
4 農道工事	126
5 水路トンネル工事	128
6 水路工事	128
7 河川及び排水路工事	128
8 管水路工事	130
9 畑かん施設工事	132
10 橋梁工事	132
11 橋梁下部工事	132
12 法面保護工事	134
13 暗渠排水工事	134
14 フィルダム工事	134
15 頭首工工事	136
16 海岸河川工事	136
17 ため池改修工事	136

別表第3	品質管理	139
1	コンクリート関係	140
2	土質関係	148
3	石材関係	158
4	アスファルト関係	160
5	プレキャストコンクリート製品 及び鋼材関係	166
6	その他の二次製品	170
別表第4	品質・出来高管理様式 (土木部・農政部・林務水産部統一様式)	173
【参考】	参考資料	199
1	管水路の通水試験	201
2	杭の打ち止め管理（参考）	205
3	液注入工事に係る施工管理等について	207
4	トンネル(NATM)観察・計測（案） [参考資料]ロックボルトの引抜試験	210
5	R I 計器を用いた盛土の締固め管理 要領（案）について	233
6	突固め方法の種類（A・B・C・D・E）の適用について	255
7	レディーミクストコンクリート単位水量 測定要領（案）(H26改正・追加)	256
8	管更生工法に係る施工管理について (参考)	259

農業土木工事施工管理基準

第1 目的

この農業土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、鹿児島県農政部所管の事業に関する土木工事について、その施工に当たっての契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

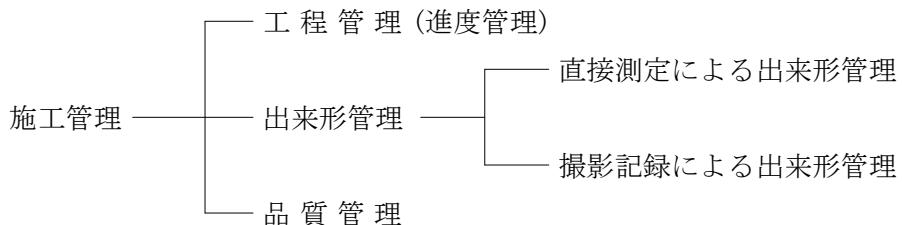
第2 適用

この管理基準は、鹿児島県が実施する農業土木工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特別仕様書が一致しない条項は特別仕様書が優先する。

本管理基準に定めるJIS規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては、当該最新の規格を適用するものとする。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階(区切り)及び施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1 施工管理責任者

受注者は、農業土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1

— 10 主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を、施工管理責任者に定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2 施工管理項目

施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理」、別表第2「撮影記録による出来形管理」、別表第3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特別仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

3 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあっては、規格値を合わせて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

5 檢査（完成・既済部分）時の提出内容

受注者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えて構造及び機能上、支障ない場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

第5 用語の定義

規 格 値…………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、発注者が実施する検査等で使用する基準値である。そのため、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。

管理基準値…………管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の基本的な基準を参考までに示したものである。そのため、この基準を踏まえて自社管理基準値を独自に設定し、自主的な管理を実施することを妨げるものではない。なお、この管理基準値は県統一様式における「規格値」欄に記載して使用することとする。

別表第1 直接測定による出来形管理

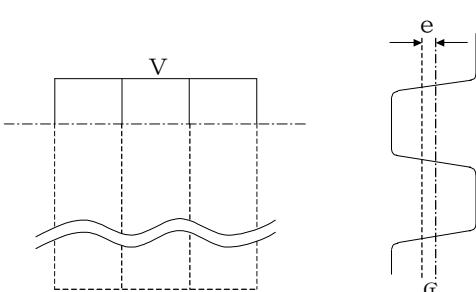
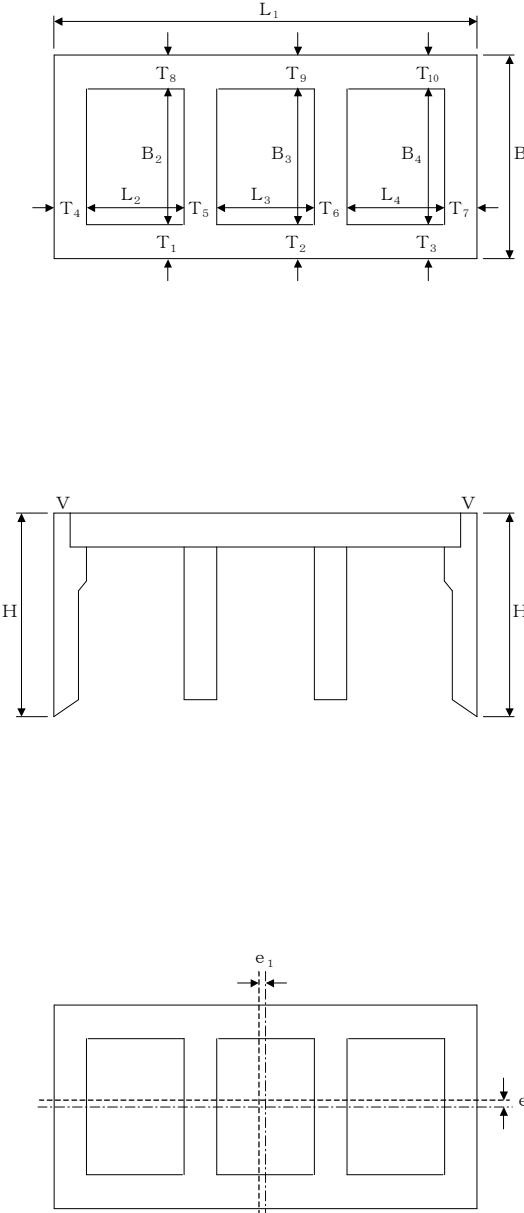
工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
1 共 通 工 事	掘削 基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
	幅(W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150	
	法長(L)	法長 5 m未満⊕ 125 〃 5 m以上⊕ 2.5%	⊖ 200 ⊖ 4%	
	施工延長		⊖ 200	
盛土	基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100	上記と同一。
	幅(W)	天端幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150	
	法長(L)	法長 5 m未満⊕ 65 〃 5 m以上⊕ 1.3%	⊖ 100 ⊖ 2%	
	施工延長		⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの	<p>The diagram illustrates a cross-section of a slope. A vertical dashed line represents the reference level. The slope is divided into three segments labeled L1, L2, and L3. The top segment L3 has a horizontal width W2. The middle segment L1 has a horizontal width W1. The bottom segment L2 has a horizontal width W2. The vertical height from the base to the top of the slope is labeled V. The top of the slope is labeled E.</p>	
同 上	同 上	同 上	<p>The diagram shows a cross-section of a slope with a top width V. The slope is divided into three segments labeled L1, L2, and L3. The left side slope L2 has a horizontal width W2. The right side slope L3 has a horizontal width W1. The top surface is labeled E.</p>	余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。

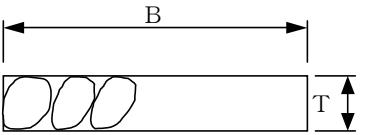
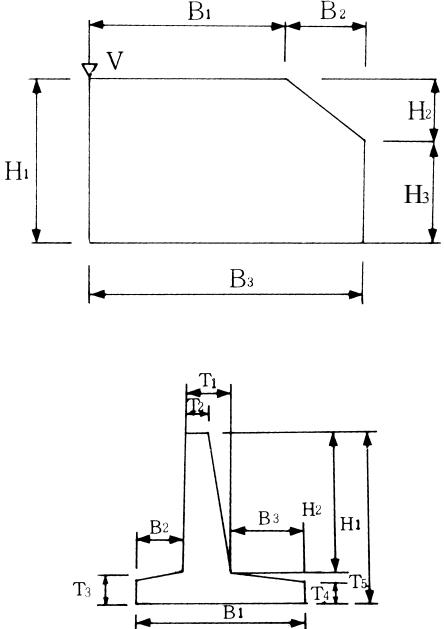
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	石積み コンクリート ブロック積 み 石張工 コンクリート ブロック張 り 〔河川護岸 は除く〕	基準高(V)	⊕ 40 ⊖ 25	⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 厚さ(T_1 、 T_2)の測定は 各々、法長 2 m未満は 1 箇所(おおむね $L/2$)、2 m以上は 2 箇所(おおむ ね $L/3$ 、 $2/3 L$)測定する ことを原則とする。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
		厚さ(T_1 (T_2))	石面より裏込コンクリ ート背面まで ⊕ 30	⊖ 50	
			石面より裏込材料背面 まで ⊖ 65	⊖ 100	
		法長(L)	法長 2 m未満⊕ 25	⊖ 40	
			〃 2 m以上⊕ 50	⊖ 75	
		施工延長		⊖0.1%、 ただし延長 10m未満 ⊖ 50 10m以上 50m未満 ⊖ 100 50m以上 200m未満 ⊖ 200	
		凹凸	法長の 1 % (コンクリートブロッ ク積みのみ)		
基礎杭打工 木杭 プレキャスト コンクリート 杭 鋼管杭 場所打杭 深礎杭	基準高(V)	⊕ 50 ⊖ 30	⊕ 75 ⊖ 45	重要構造物は全数、それ 以外は施工本数 20 本当 たり 1 本測定し、20 本未 満は 2 本測定する。 支持杭については打止 り沈下量を全数測定す る。	
		場所打杭 ⊕ 30 深礎杭 ⊕ 30	場所打杭 ⊕ 45 深礎杭 ⊕ 45		
	偏心 (e)	別表ア参照 深礎杭 100	別表ア参照 深礎杭 150		

管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上もの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの及び施工延長		<p>基礎コンクリートはコンクリート基礎を適用する。</p> <p>法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。</p>
—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものについては、杭打ち成績表(様式4)による。	—	$e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	矢板打工 (矢板護岸を 含む)	基準高(V)	± 30	± 45
		中心線の ズレ(e)	± 65	± 100
		施工延長		± 0.1%、 ただし延長 200m未満 ± 200
	オープンケー ソン	基準高(V)	± 65	± 100
		幅(B)	± 30	± 50
		厚さ(T)	± 13	± 20
		高さ(H)	± 65	± 100
		長さ(L)	± 30	± 50
	偏位(e)	200	300	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上もののもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を⊕左を⊖とする。 指定仮設は基準高等が明記されたもの。
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、偏位		

工 種	項 目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
栗石基礎 碎石基礎 砂基礎 均しコンクリート	幅(B)	栗石基礎, 碎石基礎 ⊖ 130 砂基礎, 均しコンクリート ⊖ 65	⊖ 200 ⊖ 100	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
	厚さ (T)	栗石基礎, 碎石基礎, 砂基礎 ⊖ 30 均しコンクリート ⊖ 13	⊖ 50 ⊖ 20	
	施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100	
コンクリート 付帯構造物 コンクリート 基礎 コンクリート 側溝 コンクリート 管渠 横断構造物 コンクリート 擁壁 その他上記に 準ずるもの	基準高(V)	± 30	± 45	線的な構造物については施工延長おおむね 20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
	幅(B)	± 20	⊖ 30	
	厚さ(T)	部材厚 30 cm未満 ⊕ 15 ⊖ 13 〃 30 cm以上 ⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20 ⊖ 25	
	高さ(H)	2 m未満 ± 20 2 m以上 ± 30	⊖ 30 ⊖ 45	
	施工延長 (又は長さ)		⊖ 0.1%、 ただし延長 2m未満 ⊖ 30 10m 〃 ⊖ 50 50m 〃 ⊖ 100 200m 〃 ⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		管水路の基礎は「8 管水路工事の管体基礎工（砂基礎等）」による。
基準高、幅、厚さ、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの又は構造図に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		

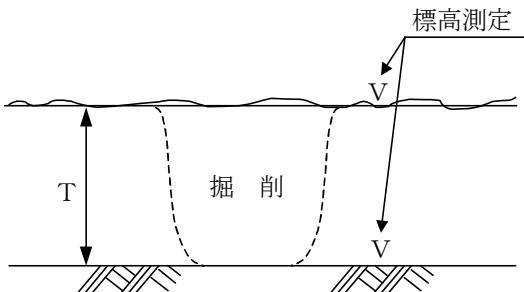
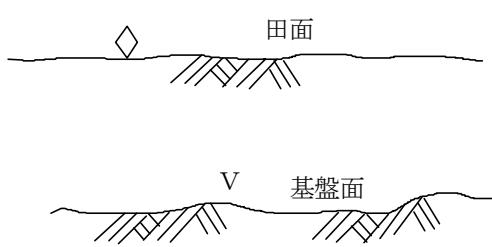
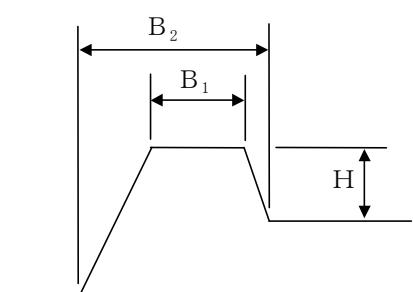
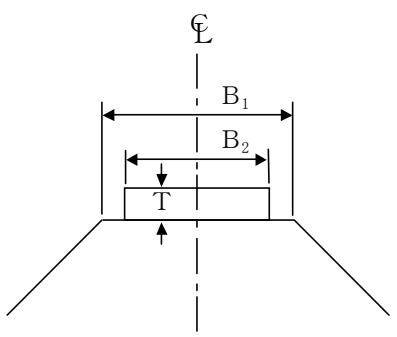
工 種	項 目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	精度を要する もの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基準高(V)	① 15	① 20
		幅(B)	① 7	① 10
		厚さ(T)	① 13	① 20
		高さ(H)	① 7	① 10
		長さ(L)	① 7	① 10
	U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	基準高(V)	① 25	① 40
		中心線のズレ(e)	① 30	① 50
		施工延長	② 0.1%、 ただし延長 200m未満 ② 200	施工延長おおむね 50m につき 1箇所の割合で 測定する。
	土水路	基準高(V)	指定したとき① 65	① 100
		幅(B)	① 100 ② 50	② 75
		高さ(H)	指定したとき ① 100 ② 50	② 75
		施工延長	② 0.2%、 ただし延長 200m未満 ② 400	上記と同一。

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高、重心線のズレで20点以上もののもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

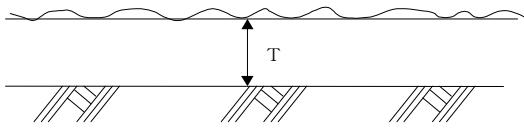
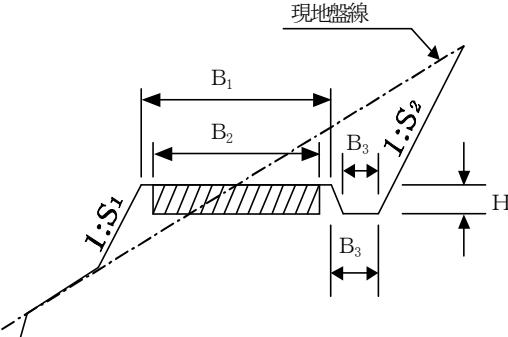
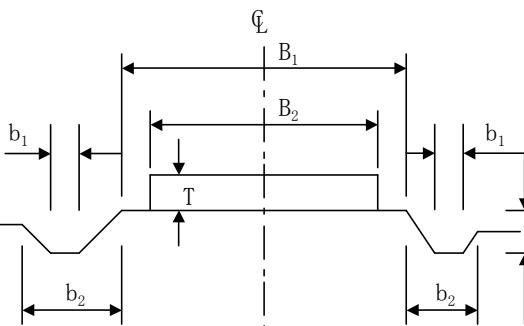
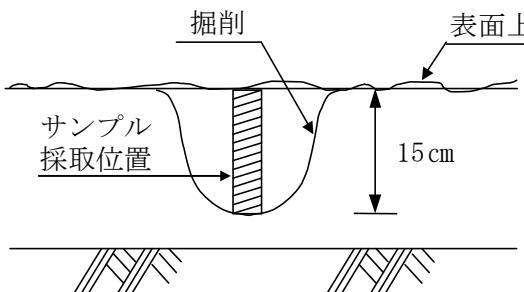
工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
1 共 通 工 事	鉄筋組立 かぶり (t)		$\oplus \phi$ かつ最小かぶり以上 ϕ : 鉄筋径	測定箇所標準図による。 1スパン(1打設ブロック)毎に測定する。
	中心間隔 (b)		$\oplus \phi$ ϕ : 鉄筋径	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1, 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
—	○	—	<p>鉄筋のかぶり(t)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p> <p>側壁部</p> <p>断面図</p> <p>頂版、底版部</p> <p>A部詳細図</p> <p>△、○ = 測定箇所</p>	1面当たり4箇所程度測定する。 同一鉄筋上での測定は行わない。
			<p>中心間隔(b)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p> <p>側壁部</p> <p>断面図</p> <p>頂版、底版部</p> <p>B部詳細図</p> <p>n=10本</p>	1面当たり鉄筋10本程度の間隔を測定する。 測定箇所は、スパン毎に同じ位置とならないように測定する。

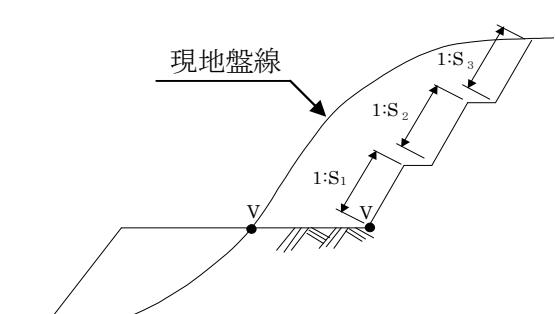
工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ(T) $\oplus 20\% \ominus 15\%$	$\ominus 20\%$	10a 当たり 3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	基盤造成 表土整地	基準高(V) 均平度(\diamond)	指定したとき $\oplus 100$ $\oplus 35$	$\oplus 150$ $\oplus 50$
	畦畔復旧	幅(B) 高さ(H)	$\oplus 100 \ominus 35$ $\oplus 100 \ominus 35$	$\ominus 50$ $\ominus 50$
	道路工 (砂利道)	幅(B) 厚さ(T) 施工延長	$\oplus 150 \ominus 100$ $\oplus 30$	$\ominus 150$ $\ominus 45$ $\ominus 0.2\%$ 、 ただし延長 200m未満 $\ominus 400$

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻後に測定する。</p>
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4農道工事」を適用する。

工 種	項 目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
3 農用地造成工事	耕起深耕 耕起深(T)	果樹 ⊖ 50 野菜 ⊖ 10	⊖ 75 ⊖ 15	おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ掘り 2 箇所／ha。
テラス (階段畑)	幅(B ₁)	指定したとき ⊕300 ⊖100	⊖ 150	テラス延長おおむね 100m当たり 1 箇所測定する。
	耕起幅(B ₂)	指定したとき ⊕ 100	⊖ 150	
	側溝幅(B ₃)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	側溝高さ(H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	法勾配(S)	指定したとき ⊕ 2 分 ⊖ 1 分		
道路工 (耕作道)	幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	施工延長おおむね 100 m当たり 1 箇所測定する。
	厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45	
	側溝幅(b)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	側溝高さ(H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
土壤改良	pH測定	指定したとき ⊕ 0.35	⊕ 0.5	おおむね 50a 当たり 1 箇所(深さ 15 cm)改良材散布後 2 週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46 農地C第311号参照)

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
耕起深で20点以上ものの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さ、法勾配で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さ、側溝幅、側溝高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
pH測定で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		地表から15cmの土壤を柱状に採取し、良く混合する。

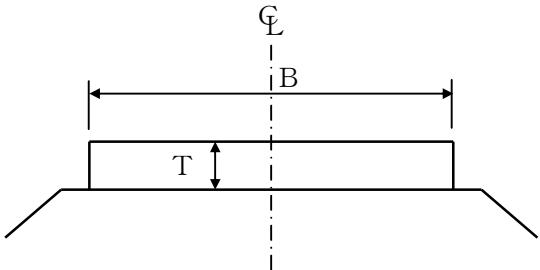
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
農 用 地 造 成 工 事	改良山成	基準高(V)	指定したとき ± 200	± 300	基準高については切土部を 40m メッシュ地点で測定する。 法勾配については 40m メッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 (測定間隔はおおむね 40m)
		法勾配(S)	指定したとき ± 1 分		

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、法勾配で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		切土部のみ対象とする。

工 種	項 目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	路盤工	基準高(V)	下層路盤 \pm 30	\pm 50
		幅(B)	\oplus 50 \ominus 35	\ominus 50
		厚さ(T)	下層路盤 \pm 30	下層 \ominus 50
			上層路盤 \pm 20	上層 \ominus 30
		中心線のズレ(e)	\pm 65	\pm 100
		施工延長		\ominus 0.2%、 ただし延長 150m未満 \ominus 100
	コンクリート 舗装工	幅(B)	\oplus 30 \ominus 20	\ominus 30
		厚さ(T)	コンクリート舗装 \oplus 10 \ominus 6.5	\ominus 10
			アスファルト舗装 各層 \oplus 10 \ominus 6.5	\ominus 10
			全層 \oplus 15 \ominus 10	\ominus 15
		中心線のズレ(e)	\pm 35	\pm 50
		施工延長		\ominus 0.1%、 ただし延長 150m未満 \ominus 150
	平坦性(F)		As 舗装 3 mプロファイル メータ標準偏差 $\sigma = 2.4 \text{ mm}$ 以内 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75 \text{ mm}$ 以内 Co 舗装 標準偏差 $\sigma = 2.0 \text{ mm}$ 以内	平坦性は 1 車線につき 1 測線全延長中心線に 平行に測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		<p>Tと(T)は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置</p>
平坦性は舗装調査・試験法便覧による				

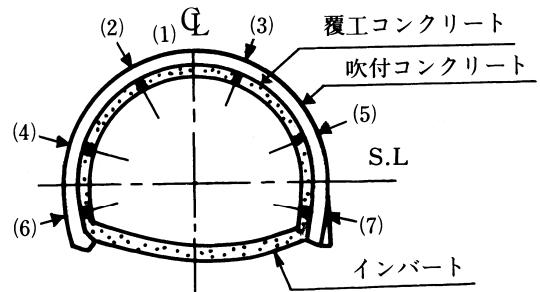
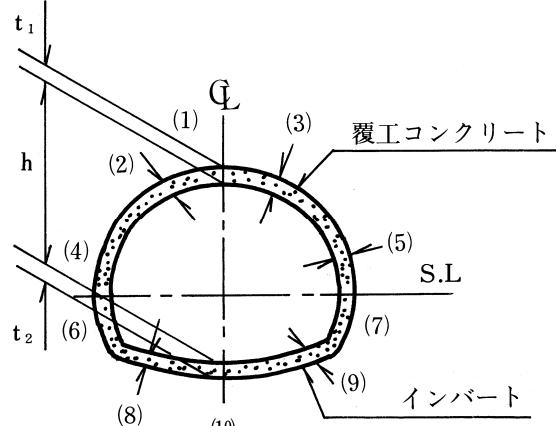
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
4 農 道 工 事		幅(B)	\oplus 100 \ominus 65		施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。	
		厚さ(T)	\oplus 30			
		施工延長				

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>The diagram shows a horizontal rectangle representing an opening. A vertical dashed line labeled 'B' extends from the top center of the rectangle down to its bottom center. A horizontal double-headed arrow labeled 'T' is positioned below the rectangle, indicating its width. The entire opening is set against a background with two slanted lines forming a V-shape at the bottom.</p>	

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	道路トンネル 支 保 工	幅(b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		間隔(ℓ)	⊕ 50	⊕ 75	
	コンクリート 覆工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巷 厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巷厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巷厚測定を行う。
		幅(B)	⊕ 45	⊖ 70	
		巻厚(T)	⊖ 30	⊖ 50	
		高さ(H)	⊕ 45	⊖ 70	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

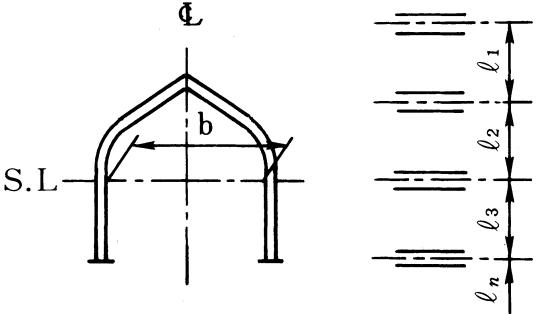
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	道路トンネル (N A T M)	支 保 工	幅(b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			間隔(ℓ)	⊕ 50	
	吹付コンクリート厚(T)			施工吹付厚 ≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長 50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。
	ロ ツ ク ボ ル ト	位置間隔 (L)			施工延長 50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)
		角度(θ)			
		深さ(ℓ)			
		孔径(ϕ)			
	コ ン クリ ー ト 覆 工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	1. 基準高、幅、高さは施工延長 50mにつき1箇所測定する。 2. 卷厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。
		幅(B)	⊖ 30	⊖ 50	
		巻厚(T)	⊖ 0	⊖ 0	

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
—	—	—		
—	基準高、幅、卷厚、高さ、施工延長	—		

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	道路トンネル (N A T M)	コンクリート覆工	高さ(H)	⊖ 30	⊖ 50
			中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150
			施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖150

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		

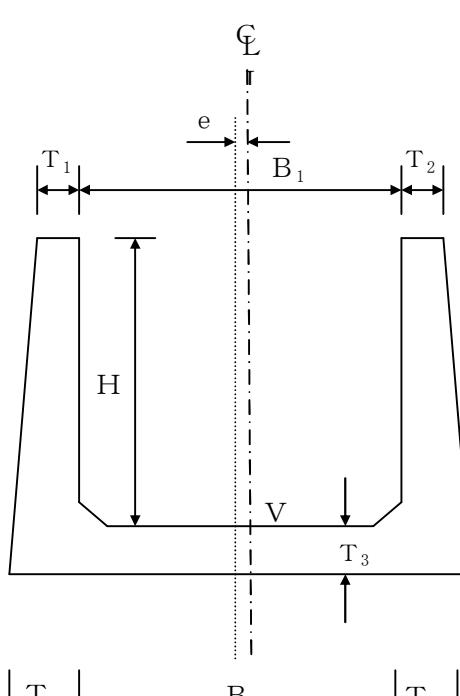
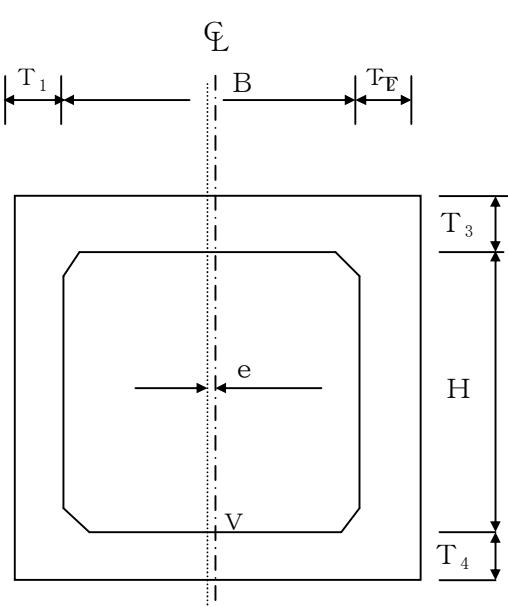
工 種		項 目		(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
5 水 路 ト ン ネ ル 工 事	水路トンネル	支 保 工	幅(b) (Bタイプ)		⊖ 0 ⊖ 40	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			幅(b) (C、Dタイプ)	⊕ 50	⊕ 75	

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。</p> <p>吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。</p>

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
5 水 路 ト ン ネ ル 工 事	水路トンネル コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巾 厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		幅(B)	⊕ 25	⊖ 40	
		巻厚(T)	⊖ 0	⊖ 0	
		高さ(H)	⊕ 25	⊖ 40	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、卷厚、高さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		

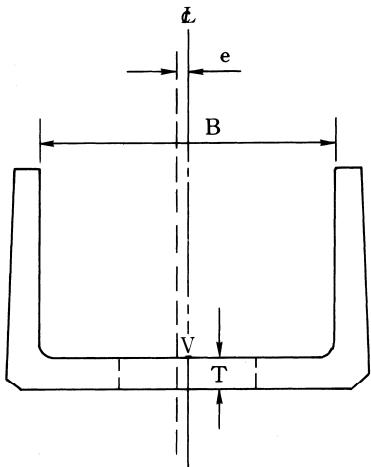
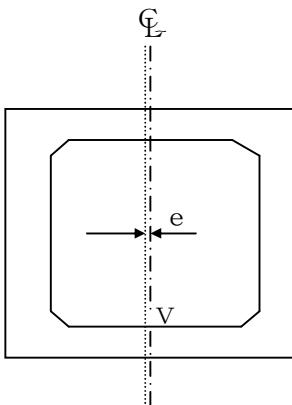
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
6 水 路 工 事	現場打開水路 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
	幅(B)	± 25 ± 15	± 25	
	厚さ(T)	± 20 ± 13	± 20	
	高さ(H)	± 15	± 25	
	中心線の ズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
	スパン長 (L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
	施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	
現場打サイホン	基準高(V)	± 30	± 50	上記と同一。
	幅(B)	± 20 ± 13	± 20	
	厚さ(T)	± 20 ± 13	± 20	
	高さ(H)	± 13	± 20	
	中心線の ズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
	スパン長 (L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
	施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を 9 m とした場合。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を 9 m とした場合。

工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
6 水 路 工 事	現場打暗渠	基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	± 13	⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		スパン長(L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p>The diagram illustrates a rectangular structure with various dimensions labeled:</p> <ul style="list-style-type: none"> Horizontal distance from the left edge to the vertical center line: T_1 Horizontal distance from the right edge to the vertical center line: T_2 Vertical distance from the bottom edge to the vertical center line: T_3 Vertical distance from the top edge to the vertical center line: T_4 Total width of the structure: B Horizontal distance from the vertical center line to the center of the octagonal hole: e Vertical distance from the bottom edge to the top of the vertical center line: G Vertical distance from the bottom edge to the bottom of the vertical center line: V 	スパン長の標準を 9 mとした場合。

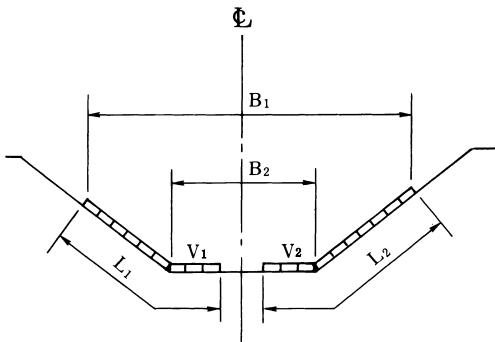
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
6 水 路 工 事	鉄筋コンクリート大型フリューム	基準高(V)	± 20	± 30 基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
	鉄筋コンクリートL形水路	幅(B)	± 25 ± 15	± 25 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)	± 20 ± 15	± 20 上記未満は 2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100 幅、厚さについては施工延長 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
		施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150 上記未満は 2箇所測定する。
ポックスカルバート水路		基準高(V)	± 20	± 30 基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1箇所の割合で測定する。
		施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150 上記未満は 2箇所測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		幅、厚さはL形水路のみ測定する。
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

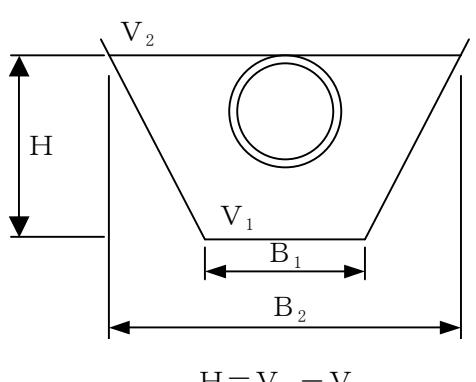
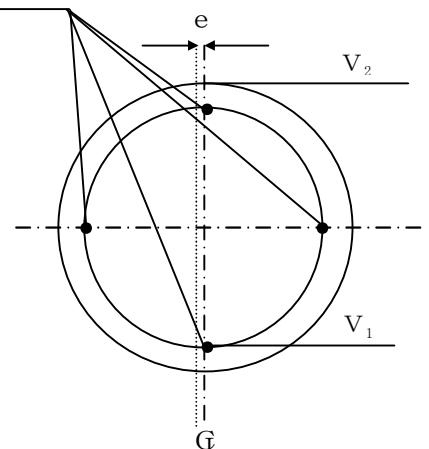
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
河 川 及 び 排 水 路 工 事	コンクリート 法覆工 アスファルト 法覆工	基準高 (V)	± 30	± 45	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		厚さ (T)	厚さ 10 cm未満 ± 15 〃 10 cm以上 ± 20	⊖ 20 ⊖ 30	
		法長 (L)	法長 2 m未満 ± 30 〃 2 m以上 ± 65	⊖ 50 ⊖ 100	
	コンクリー トブロック 積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
		基準高 (V)	± 30	± 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		幅(B)	± 25	⊖ 40	
		高さ (H)	± 25	⊖ 40	
		中心線の ズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	幅、高さについては施工延長 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	上記未満は 2箇所測定する。

管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上ものの もの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さ、中心線のズレで20点以上ものの もの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		幅、高さは柵渠には適用しない。

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	ライニング水 路 連節ブロック コンクリート マット	基準高 (V)	± 50	± 75	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		幅(B)	± 50	⊖ 75	
		法長(L)	法長 2 m未満 ± 30 〃 2 m以上 ± 65	⊖ 50 ⊖ 100	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		布設時の値である。

工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
8 管水路工事	管体基礎工(砂基礎等)	幅(B) 高さ(H)	⊖ 65 ⊕ 20	⊖ 100 ⊕ 30
	管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管)	基準高(V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合 ⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
	R C 管	中心線のズレ(e)	⊕ 65	⊕ 30 ⊕ 50
		ジョイント間隔(z)	別表イ 参照	中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 ジョイント間隔については 1本毎に測定する。
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 $H = V_2 - V_1$	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ (H) の管理は、 $V_2 - V_1$ で算出するものとする。
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V_1、V_2 のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、$\phi 1,350$ mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2) でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。</p>

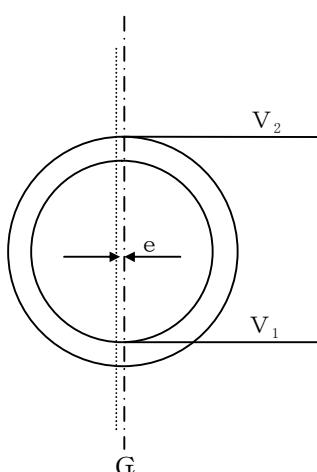
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
管 水 路 工 事	8 管水路 (ダクトイル 鉄管) A形 K形 T形 U形 (強化プラスチック複合管) B形、 T形 C形 D形	基準高(V)	(±) 20 ただし 被圧地下水のある場合 (±) 30	(±) 30 (±) 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 ジョイント間隔については 1本毎に測定する。
		中心線の ズレ(e)	(±) 65	(±) 100	
		ジョイント 間隔(z)	別表ウ及び別表エ参照	別表ウ及び別表エ 参照	
		施工延長		(⊖) 0.1%、 ただし延長 200m未満 (⊖) 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>基準高（V）は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>Vの測定は管底（V_1）を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。ただし、$\phi 1,350\text{ mm}$以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂（V_2）でもよい。eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。</p>

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	管水路 (硬質ポリ塩 化ビニル管)	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	設計図書に示された基 準高、あるいは埋設深、 中心線のズレ(直線部) については施工延長お おむね 50mにつき 1 箇 所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合 で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		埋設深(H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	
		中心線の ズレ(e)	⊕ 80	⊕ 120	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
R R 管は継ぎ 手管理を行う	継手管理 (a)	6 ⊕ 3	⊕ 13 ~ 0	⊕ 13 ~ 0	継手毎に(a)及び(b)寸 法を管理する。
	ゴム輪ま での長さ (b)	φ 50 φ 75 φ 100 φ 125 φ 150 φ 200 φ 250 φ 300 φ 350 φ 400 φ 450 φ 500 φ 600	22 ⊕ 3 24 ⊕ 3 29 ⊕ 3 29 ⊕ 3 34 ⊕ 5 43 ⊕ 5 49 ⊕ 5 57 ⊕ 5 64 ⊕ 5 64 ⊕ 7 72 ⊕ 7 76 ⊕ 7 82 ⊕ 7	22 ⊕ 5 24 ⊕ 5 29 ⊕ 5 29 ⊕ 5 34 ⊕ 10 43 ⊕ 10 49 ⊕ 10 57 ⊕ 10 64 ⊕ 10 64 ⊕ 15 72 ⊕ 15 76 ⊕ 15 82 ⊕ 15	⊕ 13 ~ 0

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、埋設深、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
全延長を管理する。			<p>薄板ゲージ a寸法及びb寸法を4箇所測定する。</p> <p>測定位置は、垂直・水平でもよい。</p>	

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 种 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管) 寸 法 W S P A-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 塗覆装方法 管 外 面 長寿命プラスチック被覆とする 管 内 面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、別表Aのとおりとする。 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。			
8 管 水 路 工 事	管布設 基準高(V)	① 20 ただし、 被圧地下水のある場合 ② 30	① 30 ② 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
	中心線の ズレ(e)	① 30	① 45	中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
	施工延長		① 0.1%、 ただし延長 200m未満 ② 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		<p>Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、$\phi 1,350\text{ mm}$以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2) でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>

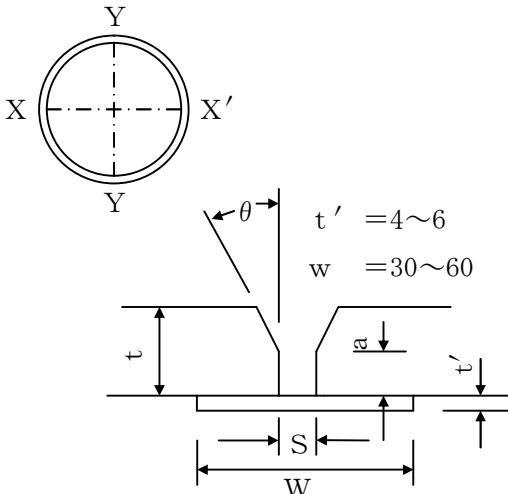
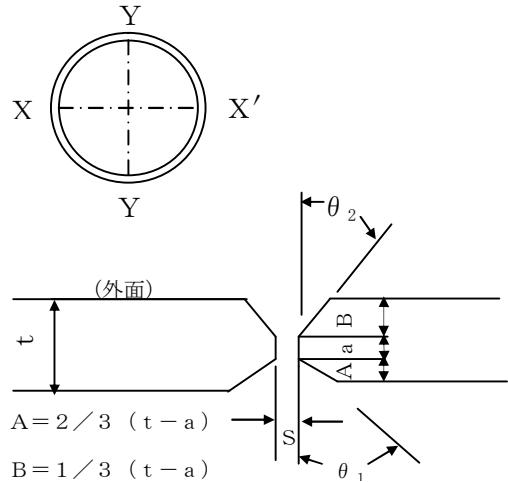
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
V型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定する。
	ベベル 角度(θ)	30~35°		
	ルート フェイス (a)	≤2.4		
8 管 水 路 工 事	V型開先テー パ付き直管 (両面溶接)	0~3		テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
	ルート ギャップ (s)			
	ベベル 角度(θ)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°		
	ルート フェイス (a)	≤2.4		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)	1~4		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
	ベベル 角度(θ)	30~35°		現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定す る。
	ルート フェイス (a)	≤2.4		

管 理 方 式			測 定 箱 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-2)	点検表によ るもの (様式 3-3)		
ルートギャップで20点以上ものの もの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

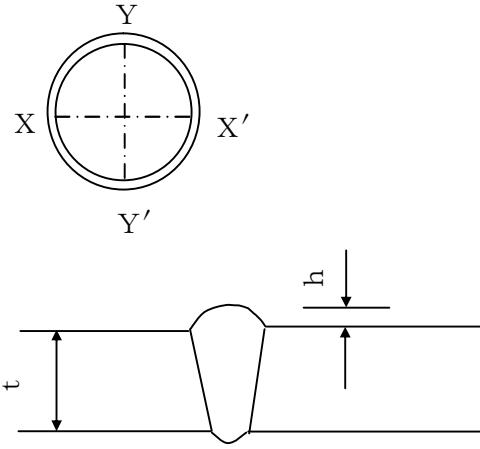
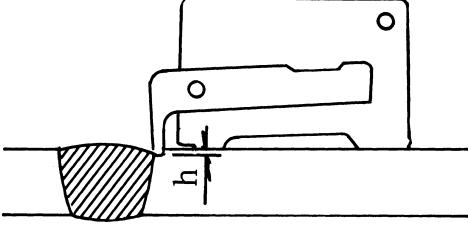
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面裏当溶接)	ルート ギャップ (s)	4 以上		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		ベベル 角度(θ)	22.5~27.5°		現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定す る。
		ルート フェイス (a)	≤2.4		
	X型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		ベベル 角度 (θ ₁) (θ ₂)	30~35° 40~45°		現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定す る。
		ルート フェイス (a)	2 以下		

管 理 方 式			測 定 箱 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
ルートギヤップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギヤップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

工 種		項 目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	X型開先テー パ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3		テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。	
		ベベル 角度 (θ ₁) (θ ₂)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° Y、 Y' : 40~45° X' : 40~60° X : 45~25°			
		ルート フェイス (a)	2以下			
周継手溶接		目違(e) 両面溶接	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0		溶接箇所 10 節所につき 1 節所の割合で測定す る。	
		片面溶接	t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 16 e ≤ 0.25t 16 < t ≤ 38 e ≤ 4.0			

管 理 方 式			測 定 箱 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
ルートギヤップで 20 点以上のものの 左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p> <p>①~①</p> <p>(外面)</p> <p>$A = 2/3 (t - a)$</p> <p>$B = 1/3 (t - a)$</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
目違い、余盛高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

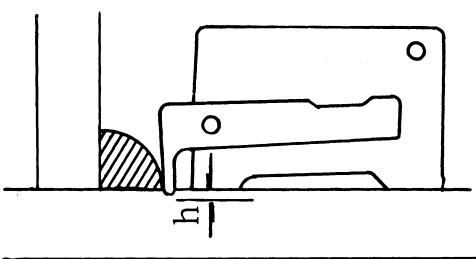
工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	周縫手溶接 余盛高(h)	t : 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
	アンダカット(h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1 個の長さ 30 mm (内側にあっては 50 mm) を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの 15% を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。		1 箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
	ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。		1 箇所毎に全円周を目視により点検する。
	その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。		

管 理 方 式			測 定 箱 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
				
—	—	○		

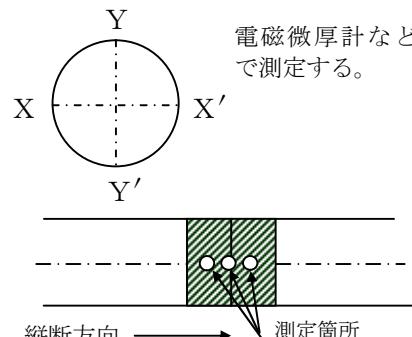
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事		目 違 い (e)	t : 板厚 $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20 \quad e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38 \quad e \leq 5.0$		テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
		両面溶接 余盛高(h)	t : 板厚 $t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$ ただし $h = (h_1 + h_2) / 2$		
すみ肉溶接	脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で-1.0mmまでは認める。			溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
	のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で-0.5mmまでは認める。			

管 理 方 式			測 定 箱 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
目違い、余盛高で 20 点以上ものの —	左記のもので 20 点未満のもの —	—		
—	—	○		

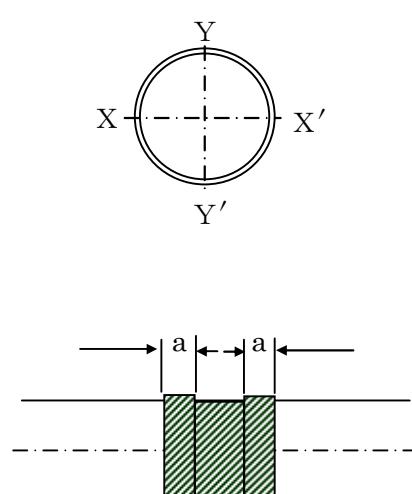
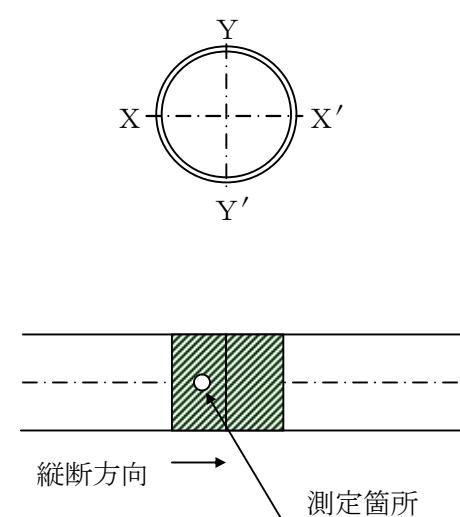
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接 アンダ カット(h)	0.5 < h < 1.0 の時アン ダカットの長さが板厚 よりも大きいものがあ ってはならない。 $h \geq 1.0$ のアンダカッ トはあってはならな い。		溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念 のある部分はゲージに より点検する。
	ピット	ピットの直径が 1 mm以 下では溶接長さ 1 mに つき 3 個までを許容す る。 しかし直径が 1 mmを超 えるものがあってはな らない。		
	ビード外 観	ビード表面に極端な不 揃い部分があってはな らない。		溶接線全長にわたって 目視により点検する。
	その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークスト ライクの跡、有害と認 められる程度のオーバ ラップ、ジグ跡などの 欠陥があってはならな い。		
	放射線透過 試験	別表才の判定基準参照 別表才参 照		周縫手溶接の場合、全溶 接線長の 5 %を撮影す るものとする。 すみ肉溶接の場合は特 別仕様書による。
	素地調整	水分、鋳、油等があ つてはならない。 外観		現場塗装全面を点検す る。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
—	—	○		
—	—	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
—	—	○		

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	エポキシ樹脂 塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあつてはならない。	現場塗装全面を点検する。
		膜厚	最低膜厚は別表カ又は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、1 箇所につき 12 点測定する。(天地左右、縦断方向に各 3 点)
		ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。
		付着性	付着不良の欠陥があつてはならない。	

管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘要						
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	点検表によるもの								
—	—	○		JIS G 3443-4 に準じる。						
膜厚で20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—								
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール 検査を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">標準試験電圧</td> </tr> <tr> <td>塗膜の厚さ (mm)</td> <td>試験電圧 (D C V)</td> </tr> <tr> <td>0.5 以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </table>	標準試験電圧		塗膜の厚さ (mm)	試験電圧 (D C V)	0.5 以上	2,000~2,500	
標準試験電圧										
塗膜の厚さ (mm)	試験電圧 (D C V)									
0.5 以上	2,000~2,500									
—	—	○	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約 200 mm程度)を用いてはり、付着の良否を点検する。							

工 種	項 目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	ジョイント コート	焼損	あってはならない。	ジョイントコート全数 を点検する。
		両端のめ ぐれ	有害な欠陥となる大き なめくれがあつてはな らない。	
		ふくれ	ジョイントコートの両 端から 50mm 以内にふ くれがあつてはならな い。	
		工場被覆 部との重 ね代(a)	片側 50 mm 以上	
	ピンホー ル	火花の発生するよう な欠陥があつてはなら ない。		ジョイントコート全数 全面を点検する
	膜厚	別表カのとおり 1.5 mm 以上。ただし、加熱収 縮後の厚さとする。		ジョイントコート施工 箇所 10 箇所につき 1 箇 所測定するものとし、1 箇所につき 4 点測定す る。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	○		
—	—	○	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000~12,000V を標準とする。	
膜厚で 20 点以上のも の	左記のもの で 20 点未 満のもの	—		

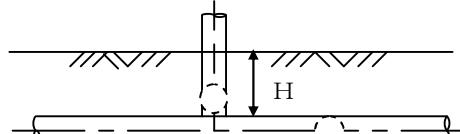
工種		項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管種			
	ダクタイル 鉄管	J I S G 5526(ダクタイル鉄管) J D P A G 1027(農業用水用ダクタイル鉄管)			
	鋼管	J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管)			
	強化プラスチック管	W S P A-101(農業用プラスチック被覆钢管) J I S A5350(強化プラスチック複合管) F R P M K1111-2006 (強化プラスチック複合管内圧管 フィラメントワインディング成形法) F R P M K2111-2006 (強化プラスチック複合管内圧管 遠心力成形法)			
たわみ率	締固め程度	なし	④ 3 %	④ 5 %	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
		I	④ 3 %	④ 5 %	
		I 礫質土	④ 4 %	④ 5 %	
		II	④ 4 %	④ 5 %	

管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘 要								
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの	<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。 ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。 <p>○ 測定器具例 (インナーゲージ)</p> <p>3D/4 (パイプ①) 3D/4 (パイプ②) D/2 D/4</p> <p>パイプ① アルミパイプ外径 φ35mm 厚み 3mm パイプ② アルミパイプ外径 φ28mm 厚み 3mm</p> <p>スケール取付け部 1mm単位スケール</p>									
各測定時期で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	<p>たわみ率の計算</p> $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)] \text{ 又は } [2R - (Dv + t)]$ <p>2 R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<p>管径 900mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>締固め程度は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>締固めの程度</th> <th>仕上り程度</th> </tr> <tr> <td>締固めなし</td> <td>締まつた状態を指すいすみる施工状態ではない</td> </tr> <tr> <td>締め I</td> <td>締固め度の 85%以上</td> </tr> <tr> <td>締め II</td> <td>締固め度の 90%以上</td> </tr> </table>	締固めの程度	仕上り程度	締固めなし	締まつた状態を指すいすみる施工状態ではない	締め I	締固め度の 85%以上	締め II	締固め度の 90%以上
締固めの程度	仕上り程度											
締固めなし	締まつた状態を指すいすみる施工状態ではない											
締め I	締固め度の 85%以上											
締め II	締固め度の 90%以上											

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	シールド工事 (一 次 覆 工) コンクリー トセグメン ト 鋼製セグメ ント	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率につ いては施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線の ズレ(e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊕ 150	
		たわみ率	⊕ 3%	⊕ 5%	
シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高(V)	既成管挿入工 ⊕ 20 推進工事 ⊕ 30		⊕30 ⊕50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		⊕ 65		⊕ 100	
	ジョイント間隔 (Z)	別表イ、ウ及び別表エ 参照		別表イ、ウ及び別 表エ参照	ジョイント間隔につ いては1本毎に測定する。 上記未満は2箇所測定する。
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊕ 200		
	たわみ率	⊕ 3%		⊕ 5%	施工延長おおむね 50mにつき1箇所を測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定時期は、管据付時、 注入完了時とする。

管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上もの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>基準高（V）は、V_1を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底（ V_1 ）を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上もの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>基準高（V）は、V_1を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底（ V_1 ）を原則とし、測定時期は完了時とする。

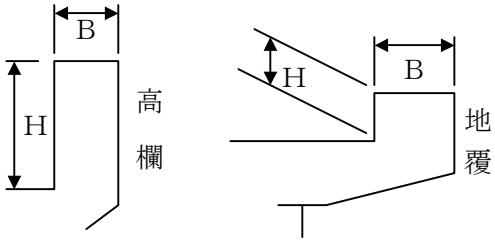
工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
9 煙かん施設工事	スプリンクラー 埋設深(H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。

管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
埋設深で20点以上ものの 左記のもの で20点未満のもの	左記のもの で20点未満のもの	—		

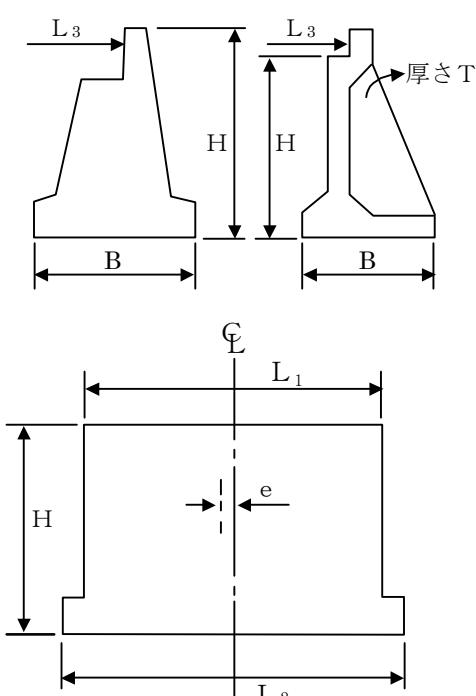
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	コンクリー ト桁 〔 ポス トテン シヨン 桁 〕	幅(B)	上幅 (B ₁) +7 -3 下幅 (B ₂ 、B ₃) +3	+10 -5 +5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。 桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレッシング後に、全桁数測定する。
		高さ(H)	+7 -3	+10 -5	
		桁長(L)	+10	+15	
	横方向の 最大曲が り(δ) (桁長 10.5m 未満)			1.5 L -6	10
	鉄筋コンク リート床 版工	基準高(V)	+15	+20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね 10 m ² に1箇所の割合で測定する。
		20 幅(B)	+20	+30	
		30 厚さ(T)	+13 -7	+20 -10	

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり	<p style="text-align: center;">L : 桁長 (m)</p>	
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ		コンクリート橋に適用する。

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高欄幅 (B)	① ± 13	② - 20	1径間当たり両端と中央部の両側を測定する。
		高欄高さ (H)	① ± 20	② - 30	
		地覆幅 (B)	① ± 13	② - 20	
		地覆高さ (H)	① ± 13	② - 20	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ		

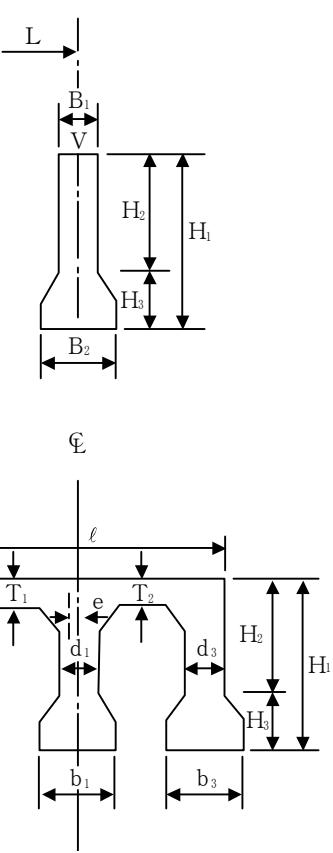
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	敷幅 (B)	⊕ 30	⊖ 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
	控壁の厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	高さ (H)	⊕ 30	⊖ 50	
	中心線のズレ (e)	⊕ 30	⊕ 50	
	天端長(L ₁)	⊕ 30	⊖ 50	
	敷長(L ₂)	⊕ 30	⊖ 50	
	胸壁間距離(L ₃)	⊕ 20	⊕ 30	
	橋台沓部	「1 共通工事の精度を要するもの」の項に定めるところによる	同 左	同 左

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離		2スパン以上の場合の胸壁間距離は「橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同 左	同 左	同 左	同 左	

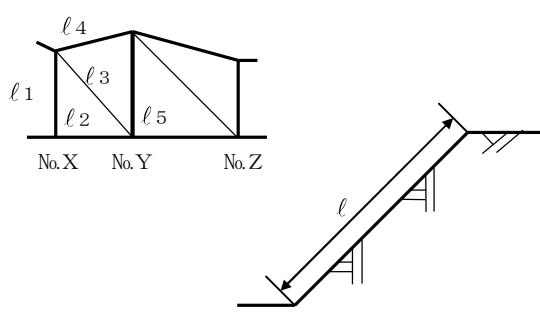
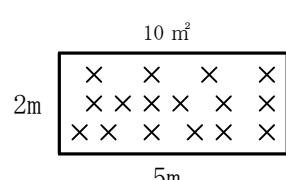
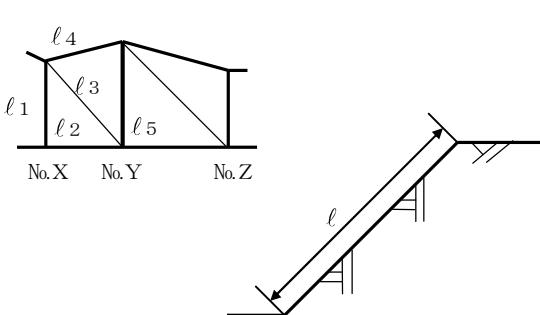
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 〔張出式 重力式 半重力式〕	基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		天端長(ℓ_1)	⊕ 30	⊖ 50	
		敷長(ℓ_2)	⊕ 30	⊖ 50	
		天端幅(B_1)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		敷幅(B_2)	⊕ 30	⊖ 50	
		高さ(H)	⊕ 30	⊖ 50	
		橋脚中心間距離(L)	⊕ 20	⊕ 30	
		中心線のズレ(e)	⊕ 30	⊕ 50	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

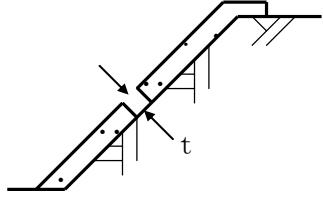
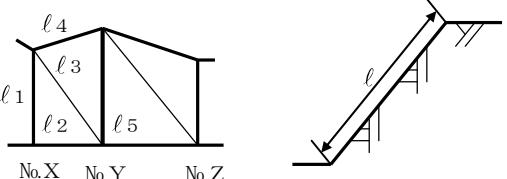
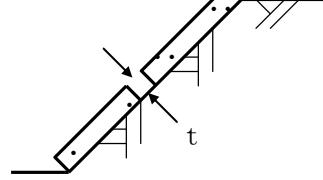
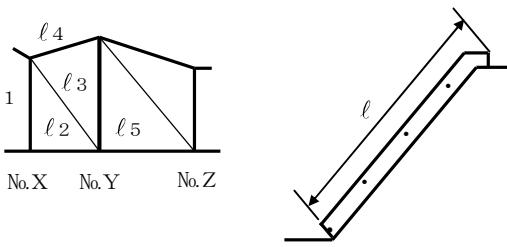
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 (ラーメン式) 基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
	天 端 長 (ℓ)	⊕ 15	⊖ 20	
	天端幅 (B ₁)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	中間幅(d)	⊕ 15	⊖ 20	
	基礎幅 (B ₂ 、 b)	⊕ 30	⊖ 50	
	高さ (H)	⊕ 30	⊖ 50	
	厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	橋脚中心 間 距 離 (L)	⊕ 20	⊕ 30	
	中心線の ズレ(e)	⊕ 30	⊕ 50	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

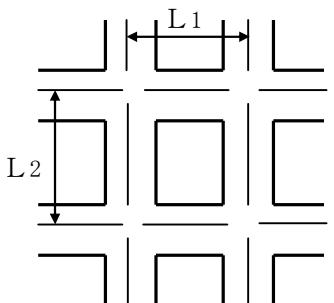
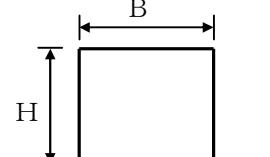
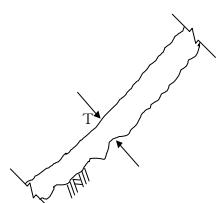
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝 人工張芝	面積(A)	施工面積≥設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	アンカーピン数		ラス張 $\phi 9 (D10) \times L = 200 \text{ mm}$ 1.5 本/m ² 以上 $\phi 16 (D16) \times L = 400 \text{ mm}$ 0.3 本/m ² 以上	ラス張は 200 m ² に 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
	アンカーピン及び止め釘		植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6 本/m ² 以上 肥料袋無 3 本/m ² 以上	植生マット及び繊維ネットは 500 m ² に 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
種子散布	面積(A)		施工面積≥設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図及び測線長		ℓ_n : 測線をいう。
—	測定値を記入	—		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
—	—	展開図及び測線長		ℓ_n : 測線をいう。

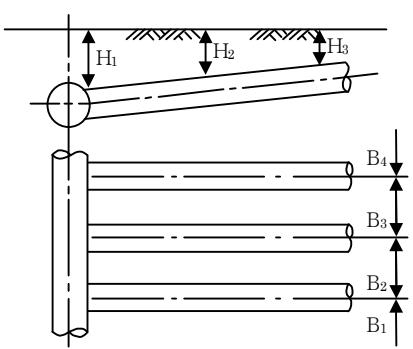
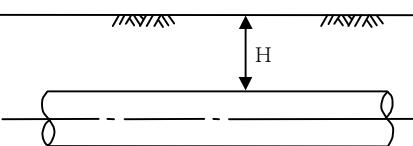
工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
12 法面保護工事	客土吹付 厚さ(T)		平均厚さ \geq 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 500 m ² に 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
	面積(A)		施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	植生基材吹付 厚さ(T)		平均厚さ \geq 設計厚さ 測定値は 設計厚 5 cm未満 ① 10% 〃 5 cm以上 ② 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 200 m ² に 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
	面積(A)		施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5cm以上には適用しない。
—	—	展開図及び測線長		ℓ_n : 測線をいう。
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
—	—	展開図及び測線長		ℓ_n : 測線をいう。

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	吹付枠	梁延長			施工延長≥設計延長 全施工延長について展開図により測定する。
		梁間隔 (L)			④ L/10 施工面積 200 m ² に1箇所の割合で測定する。
		梁断面(H) (B)			④ 20 施工面積 200 m ² に1箇所の割合で測定する。
	コンクリート吹付 モルタル吹付	吹付厚さ (T)	設計厚 5cm 未満 ④7 設計厚 5cm 以上 ④15	④ 10 ④ 20 (ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。)	施工面積おおむね 100 m ² につき 1 箇所の割合でコア採取又は削孔などして測定する。上記未満は 2 箇所測定する。

管 理 方 式			測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図に朱記、併記する		
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
13 暗 渠 排 水 工 事	吸水渠	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね 100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。
		間隔(B)	⊕ 500	⊕ 750	
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊖ 1,000	
	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊖ 1,000	

管 理 方 式			測 定 管 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
布設深、間隔で20点以上上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
14 フレ ダム 工事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30
		幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15 ただし、 $B_2, B_3 ⊖ 15$	⊖ 25
		厚さ(T)	⊖ 13	⊖ 20
		高さ(H)	⊕ 25 ただし、 $H_2 ⊖ 25$	⊖ 40
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 75 曲線部 ⊕ 150
		スパン長	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150
	堤体盛土 ゾーン幅	遮水ゾーン		$\ell_1 ⊕ 500 ⊖ 0$
		フィルターゾーン		$\ell_2 ⊕ 500 ⊖ 0$ 有効幅Bは設計以上
		トランベジヨンゾーン		$\ell_3 ⊕ 1,000 ⊖ 500$
		ロックゾーン		$\ell_4 ⊕ 1,000 ⊖ 0$ 有効幅Bは設計以上

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
ゾーン幅で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	<p>注) ゾーン区分 C : 遮水ゾーン F : フィルターゾーン T : トランシジョンゾーン R : ロックゾーン</p>	1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(ℓ)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3 管理基準値について別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

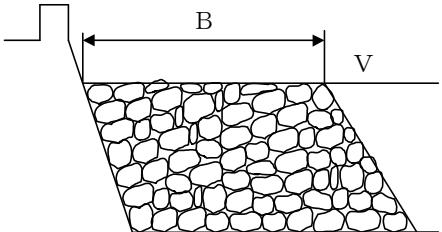
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
14 フ イ ル ダ ム 工 事	洪水吐	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13 ただし、 $T_1 \sim T_9$ ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 15	⊖ 25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		スパン長	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p style="text-align: center;">*斜線部はインパート</p>	インパートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

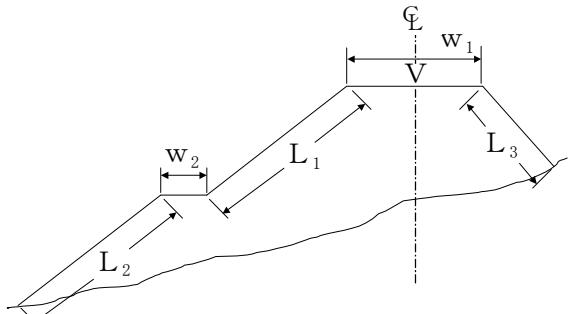
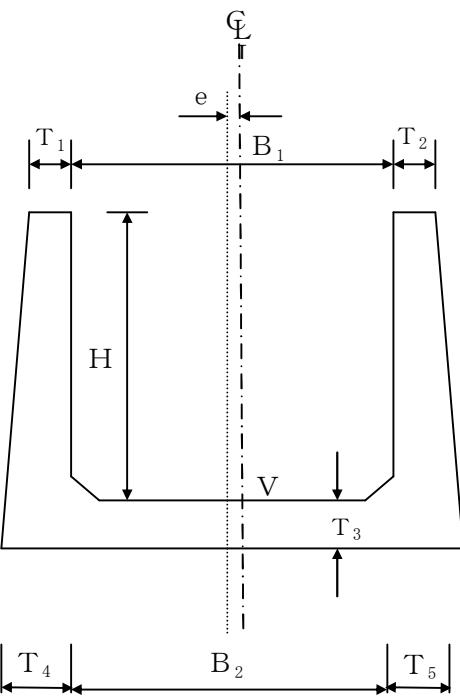
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
15 頭 首 工 工 事	本体	基準高(V)	\pm 20		構造図の寸法表示箇所を測定する。	
		幅(B)	天端幅等 \pm 20 エプロン部 \pm 40	\ominus 30 \ominus 60		
		厚さ(T)	\oplus 30 \ominus 20 導流壁、エプロン部等			
		高さ(H)	\oplus 30 \ominus 20 導流壁等			
		長さ(L)	\oplus 100 \ominus 65 導流壁、エプロン部			
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高(V)	\pm 100		基準高については施工面積 100 m ² につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。	
		面積(A)				

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高で20点以上ものの	左記のもので20点未満のもの	—		

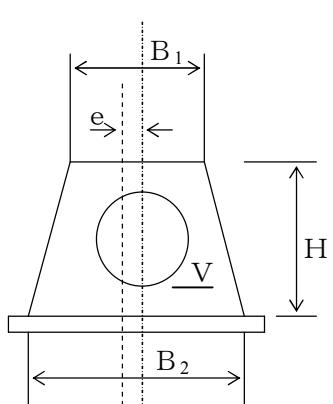
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
16 海岸河川工事 捨石工 消波ブロック	基準高(V)	± 200 捨石工は特別仕様書による	⊖ 300 捨石工は特別仕様書による	基準高、幅については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
	幅(B)	± 200	⊖ 300	

管 理 方 式			測 定 箍 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		

工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
17ため池改修工事	堤体工 基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについては施工延長おおむね 20mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
	堤幅(W) 天端幅、小段幅等 ⊖ 65 (鋼土 ⊕ 300、⊖ 0)		⊖ 100	
	法長(L) ⊖ 65		⊖ 100	
	施工延長		⊖ 200	
洪水吐工	基準高(V) 幅(B) 厚さ(T) 高さ(H)	⊕ 20 ⊕ 20 ⊕ 13 ⊕ 20	⊕ 30 ⊕ 30 ⊕ 20 ⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長 1スパンにつき 1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
	中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
	スパン長(L)	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
	施工延長(又は長さ)		⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、堤幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		<p>1 鋼土の幅は盛土高 1m 毎に管理する。</p> <p>2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。</p> <p>3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。</p> <p>4 出来形図は横断図面を利用して作成する。</p>
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		スパン長の標準を 9 mとした場合。

工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
17ため池改修工事	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長 10mにつき 1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
	幅(B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	高さ(H)	⊕ 13	⊖ 20	
	中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
	施工延長		⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		<p>1 基準高(V)は管底を原則とする。</p> <p>2 プレキャストコンクリート製品使用の場合である。</p> <p>3 底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準5水路トンネル工事の水路トンネルに準ずる。</p> <p>4 斜樋等付帶構造物は土木工事施工管理基準1共通工事のコンクリート付帶構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。</p>

